

公益社団法人 中部日本書道会顕彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人中部日本書道会が行う、定款第5条第5号に定める顕彰について必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 顕彰は、次に掲げるものについて、理事長がこれを行う。

- (1) 書道の振興及び普及並びに書道芸術の高揚に貢献し、この功績が顕著な個人または団体
- (2) この法人の運営に積極的に援助、協力した個人および団体
- (3) 奇特篤行者で、他の模範となる個人または団体
- (4) その他、特に顕彰することを適當と認める個人または団体

(基 準)

第3条 前条に掲げる顕彰候補者の基準は別表のとおりとする。

(時 期)

第4条 顕彰は、この法人の通常総会の場でこれを行う。

ただし、特別に事情があるときは、隨時これを行うことができる。

2 顕彰されるものが、顕彰前に死亡したときは、生前にさかのぼり、これを行う。

(選 考)

第5条 被顕彰者の選考については、この法人に顕彰審査委員会（以下委員会と言う。）を設け、これを審査する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、理事長をもってこれにあて、委員は役員の中から理事長が委嘱する。

(展覧会)

第7条 この法人が主催または後援する各種の展覧会において、成績優秀者を顕彰する。

ただし、この規程とは別に、各種の展覧会開催要項に定めるところによる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

別 表

公益社団法人 中部日本書道会顕彰基準

区分	顕 彰 対 象	条 件	顕彰数	顕彰方法
1	書道の振興及び普及並びに書道芸術の高揚に貢献し、真に顕彰にふさわしい個人または団体	書道に対する功労が顕著で、他の模範となるもの	2～5名	表彰状 〔必要により記念品を添える〕
2	この法人の運営に積極的に援助、協力した個人および団体	1 この法人の事業を遂行するにあたり、積極的に協力し、その成績が他に比較して、特に優れているもの 2 特別の事情が認められるもの	最小限必要な数	感謝状 〔必要により記念品を添える〕